

子育て

児童手当の制度が変わります

法改正により令和4年（2022年）6月（10月支給分）から制度が変わります。

●**特例給付の支給に係る所得上限限度額が設けられます。**

所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	①	②	収入額の目安
		収入額の目安	所得上限限度額	
0人	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

。児童を養育している方の所得が上の表の

- ・①未満の場合／児童手当を支給
- ・①以上②未満の場合／特例給付を支給

・②以上の場合／支給なし

※②を超えて児童手当の支給がされなくなった後に、所得の更正や新年度所得により②の額を下回った場合は、改めて新規認定請求書の提出が必要です。

●**現況届の提出が原則不要になります。**

次の項目に当てはまる方のみ、提出が必要です。

- ・離婚協議中などの理由で配偶者と別居している方
- ・法人の未成年後見人や施設等が受給者の方
- ・配偶者からの暴力などにより避難している方
- ・児童の戸籍や住民票がない方

●**次の項目に当てはまる方は変更届などの届出が必要です。**

- ・配偶者や児童の住民票が別市町村にある方
- ・離婚協議中などの理由で配偶者と別居し、同居優先の申立書により手当の認定を受けた方
- ・3歳未満の児童を養育しており、

以前の届出から加入年金が変更になつた方

- ・再婚した方
- ・離婚した方

・離婚や婚姻により振込先の名義を変更した方

※公務員（独立行政法人などは除く）の方は勤務先から児童手当が支給されます。変更などがある場合は、勤務先へ届け出てください。

※変更があった場合は、変更があつた日の翌日から15日以内に手続きをしてください。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

税金

令和4年度（2022年度）
「インボイス制度説明会」
登録申請相談会

令和5年（2023年）10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

●日時／6月22日（水）14時～15時

●場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室（湯浅町湯浅2430番地77）

●定員／20人（先着順）

※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

●**申し込み先**／湯浅税務署 法人課 税部門 ☎63・5406（直通）

●**主催**／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

※当日に、登録申請手続きを希望する個人事業者の方は「スマートフォン」「マイナンバーカード」を持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎63・5406

国税職員募集

●**申込受付期間**／6月20日（月）～

6月29日（水）

●**申し込み方法**／インターネットで行ってください。（<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）

※受験資格・試験日などの詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の採用情報をご覧ください。

問 大阪国税局人事第二課（試験係）

☎06・6941・5331

湯浅税務署総務課 ☎63・

5351（音声案内に従い「2」を選んでください）